令和7年度

監査結果報告書

定 期 監 査

(支所・公民館・保育所・小学校・中学校)

松山市監査委員

様

松山市監査委員 森 岡 研 二 同 矢 野 貴 則 同 太 田 幸 伸 同 雌 也

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を 松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、 監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

定期監査(支所・公民館・保育所・小学校・中学校)

定期監査結果報告	Է	1
(1)支 所		2
(2)公民館		2
(3) 保育所		2
(4) 小学校、	中学校	3
すっすで		4

定期監査結果報告

1 監査の対象

(1) 支 所 北条支所 (浅海・立岩・河野・栗井出張所)、中島支所

(2)公民館 河野公民館、粟井公民館、中島公民館、道後公民館、

新玉(中央)公民館、素鵞公民館

(3) 保育所 東雲保育園 八雲保育園 中須賀保育園

(4) 小学校 正岡小学校、高浜小学校、北久米小学校、垣生小学校、

味生第二小学校、素鵞小学校、桑原小学校、さくら小学校

中学校、城西中学校、椿中学校、内宮中学校

2 監査の期間

令和7年8月19日から令和7年8月29日まで

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 公金等管理

現金の取り扱いは適正に行われているか。

(2) 財産管理

備品及び郵券の現物は台帳と一致し、適正に管理されているか。

(3) 施設管理

薬品は適正に管理されているか。

自動体外式除細動器 (AED) は適正に管理されているか。

施設管理は適正に行われているか。

4 監査の実施内容

施設の公金等管理、財産管理及び施設管理について現地調査を実施、また関係者の説明聴取や関係書類等の提出を求めるなどして、監査を行った。

5 監査の結果

1から4まで記載のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、次に記載する指摘事項を除き、適正と認められた。

(1) 支所

- 1)公金等管理について 適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について 適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について 一部の支所において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・記録媒体等管理台帳等の適正な整備について

保有するSDカードについて、記録媒体等管理台帳及び情報資産分類表に記載されていない状況が見受けられた。

記載されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な整備を 徹底されたい。

[北条支所、中島支所]

(2)公民館

- 1)公金等管理について 適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について 適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について 適正に管理されていた。

(3)保育所

- 1)公金等管理について 適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について 適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について 適正に管理されていた。

(4) 小学校、中学校

- 1)公金等管理について 適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について 適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について 一部の学校において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・情報資産取り扱い機器一覧表の適正な整備について

保有するUSBメモリの一部について、情報資産取り扱い機器一覧表に記載されていない状況が見受けられた。

記載されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な整備を 徹底されたい。

[椿中学校]

【指摘事項】

- 工作物及び機器等の安全点検について

工作物及び機器等の安全点検について、石碑等が設置してある場所の安全点検表が作成されていない状況が見受けられた。

石碑等の安全確認は日常的に実施しているとのことであったが、安全点検表が作成されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、把握漏れのない安全点検表の作成を徹底されたい。

[味生第二小学校]

むすび

今回の施設監査の結果、一部の施設において、施設管理の面から改善すべき事項が見受けられたので、今後の適正な管理を行う上で、全関係施設を対象に再度、点検を行うなどにより改善を図られたい。

(1) 記録媒体等管理台帳等の適正な整備について(支所・中学校)

松山市情報システム管理運営要綱において、保有する記録媒体等は記録媒体等管理台帳を整備し、適正に管理しなければならないと定められているが、一部の支所において、SDカードが記録媒体等管理台帳に記載されていない状況が見受けられた。

また、各学校の教育情報セキュリティ実施手順において、情報資産を取り扱う機器や媒体は情報資産取り扱い機器一覧表のとおり管理すると定められているが、一部の学校において、USBメモリの一部が情報資産取り扱い機器一覧表に記載されていない状況が見受けられた。

記録媒体等管理台帳及び情報資産取り扱い機器一覧表は、記録媒体等を適正に管理するうえで重要なものであることから、所管部署においては、適正に整備するよう指導を徹底されたい。

(2) 工作物及び機器等の安全点検について(小学校)

学校における事故防止については、令和3年5月25日付3施施企第4号文部科学省からの通知「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について(依頼)」において、点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を安全点検表に追加することとされている。しかしながら、石碑等が設置してある場所について、日常的に安全確認を実施しているものの、安全点検表が作成されていない状況が見受けられた。

学校における事故防止のためにも、所管部署においては、安全点検の状況について今 一度確認し、安全管理を適切に行うよう指導を徹底されたい。